

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第8号

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉市国民健康保険条例（昭和61年千葉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「法第72条の5に規定する特定健康診査等」を「高齢者医療確保法第20条の規定による特定健康診査及び高齢者医療確保法第24条の規定による特定保健指導」に改め、「又は保険給付」を削る。

第17条中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改める。

第17条の10中「第29条の7第3項第9号」を「第29条の7第3項第8号」に改める。

第21条第1項第2号中「介護納付金賦課被保険者数」を「介護納付金賦課被保険者」に改める。

第22条中「第29条の7第4項第9号」を「第29条の7第4項第8号」に改める。

第24条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

第26条第1項中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改め、同項第2号中「金額に」の次に「政令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされている金額に」を加え、「に275,000円」を削り、同項第3号中「金額に」の次に「政令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされている金額に」を加え、「に500,000円」を削り、同条第3項中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に、「第

第29条の7第3項第9号」を「第29条の7第3項第8号」に改め、同条第4項中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に、「第29条の7第4項第9号」を「第29条の7第4項第8号」に改める。

附則第12項の前の見出し中「平成22年度」を「平成31年度」に改め、同項中「2,000,000円」を「規則で定める額」に、「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に、「10分の1」を「10分の2」に改める。

附則第13項中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に、「第29条の7第3項第9号」を「第29条の7第3項第8号」に改める。

附則第14項中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に、「第29条の7第4項第9号」を「第29条の7第4項第8号」に改める。

附則第16項の前に見出しとして「（平成22年度以後の年度に係る保険料に関する減免の特例）」を付する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項、第17条、第17条の10、第21条第1項第2号及び第22条の改正規定、第24条に1項を加える改正規定、第26条第1項の改正規定（「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改める部分に限る。）並びに同条第3項及び第4項の改正規定並びに附則第12項の改正規定（「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改める部分に限る。）並びに附則第13項及び第14項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第26条第1項第2号及び第3号並びに附則第12項（附則第13項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定は、平成31年度以後の年度に係る保険料について適用し、平成30年度以前の年度に係る保険料については、なお従前の例

による。

- 3 平成31年度から平成33年度までの各年度の保険料については、この条例による改正前の附則第12項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第26条第1項各号」とあるのは「第26条第1項各号及び千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年千葉県条例第8号）による改正後の附則第12項」と、「附則第16項」とあるのは「同条例附則第4項の規定により読み替えて適用される附則第16項」と、「第29条の7第2項第10号」とあるのは「第29条の7第2項第9号」と、「10分の1」とあるのは「平成31年度分にあつては100分の8を、平成32年度分にあつては100分の5を、平成33年度分にあつては100分の3」とする。
- 4 前項の場合においては、千葉県国民健康保険条例（以下「条例」という。）附則第13項中「前項」とあるのは「千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年千葉県条例第8号）による改正前の附則第12項」と、条例附則第14項中「附則第12項」とあるのは「千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年千葉県条例第8号）による改正前の附則第12項」と、条例附則第15項中「附則第12項（附則第13項又は前項）」とあるのは「千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年千葉県条例第8号）による改正前の附則第12項（同条例附則第4項の規定により読み替えて適用される附則第13項又は附則第14項）」と、条例附則第16項中「附則第12項」とあるのは「千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年千葉県条例第8号）による改正前の附則第12項」と、「附則第13項又は附則第14項」とあるのは「同条例附則第4項の規定により読み替えて適用される附則第13項又は附則第14項」と読み替えて、これらの規定を適用する。